

Progress Office およびVオフィス利用規約

本規約は、プログレスLLC合同会社(以下運営者)が利用者に対して提供する事務所使用サービス(以下、Progress Office と称する)およびバーチャルオフィスサービス(以下、V オフィスと称する)等に関して定めたものである。運営者へのサービス利用申込みおよび契約にあたっては下記の条項に同意したものとし、また利用者は、契約後は本規約に基づいてサービスを利用するものとする。

総則

Progress Office とは、運営者が提供するレンタルオフィスサービスであり、V オフィスとはビジネスアドレス提供サービスである。V オフィスは Progress Office サービス事業の補完サービスの一環として位置づけられる。V オフィス利用者および Progress Office 利用者は、当利用規約に則り、相互融和の精神をもって利用を行わねばならない。以下、特に指定のない場合、「利用者」とは Progress Office 利用者およびV オフィス利用者を総称するものとする。

第1条 利用者資格

当サービスの利用者資格は登録時に次の義務を負うことにより発生する。

- (1) 利用規約への同意
- (2) V オフィス利用者の契約期間の確定および確定に伴う利用代金の一括決済の手続き
- (3) 規定書類の提出(ここでいう個人確認証とは運転免許証またはパスポートのいずれか、誓約書は福岡県暴力団排除条例(平成22年4月1日施行)に基づく誓約書とする)
 - 法人契約の場合
登記簿謄本の写し、法人印鑑証明書、代表者の個人確認証、誓約書
 - 個人契約の場合
代表者の住民票、代表者の印鑑証明書、代表者の個人確認証、誓約書
 - 任意団体の場合
団体登録存在証明書、団体代表者の住民票、団体代表者の個人確認証、誓約書

第2条 申込みの拒否について

運営者は、以下のいずれかに該当する場合には、利用申込みを承諾しないか、あるいは承諾後であっても承諾の取り消しを行う場合がある。

- (1) 申込書に虚偽の事実があった場合
- (2) 申込み後に虚偽の事実が判明した場合
- (3) 法律に反する、もしくは公序良俗に反する業務を行う、又は行おうとする場合

第3条 サービス提供

運営者がV オフィス利用者へ提供するサービスは、以下の2分類によって構成される。

- (1) 私書箱タイプ(プラン1)
登記不可、電話回線設置不可。アドレス提供サービスのみを行う。
受取許可をした郵送物・宅配物の保管サービス(私書箱サービス)。
- (2) 登記可タイプ(プラン2)
登記可、電話回線設置不可。
取許可をした郵送物・宅配物について、週に1回、申請された住所への転送サービス。角形2号サイズまでは運営者が送料を負担する。ただし、転送サービスの所定容量を超えた場合は、利用者自身による来社引き取り、または着払い転送手続きを取るものとする。
- (3) 転送電話タイプ(プラン3)
プラン2の内容に加え、電話転送サービスが利用可能。ただし複数回線必要の際は別途月額料金が発生する。

第4条 禁止事項

利用者は次の行為をしてはならない。

- (1) オフィスの内外における、犬猫類、鳥類、は虫類等動物の持ち込みおよび飼育。
- (2) 大声での談笑、騒音行為、楽器の使用、遊具使用、麻雀等、他の利用者または近隣の迷惑となる行為。
- (3) 火災発生、設備汚損の原因となる可能性のある器具類(暖房器具、コーヒーメーカー等)を持ち込む行為。
- (4) 指定の場所以外での喫煙行為。
- (5) 共有スペースに物品、ごみ等を放置または無断で設備または備品を設置する行為。
- (6) 自転車、二輪車等の使用または駐車もしくは駐輪に際して、近隣住民等に迷惑をかける行為。
- (7) 他人名義での電話を架設する行為。
- (8) 運営者、他の利用者、または第三者の営業または業務の妨害となる行為。
- (9) 運営者、他の利用者、または第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為。
- (10) コンピューターウイルスその他の有害なコンピュータープログラムを含む情報を送信する行為。
- (11) Progress Office またはV オフィスに関し利用しうる情報を改ざんする行為。
- (12) 運営者による Progress Office またはV オフィスの運営を妨害するおそれのある行為。
- (13) V オフィス利用者について、私書箱タイプ(プラン1)での法人登記住所利用行為。
- (14) 犯罪による収益の移転防止に関する法律(<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H19/H19HO022.html>) に違反する行為
- (15) その他、運営者が不適当と認める行為。
- (16) また、利用者は本件物件の使用にあたっては、運営者の許可を得ず次の行為を行ってはならない。
契約物件の増築、改築、使用目的を変更するような修繕、またはこれに造作を加えること
契約物件の一部もしくは全部を第三者に転貸すること、または賃借権を譲渡すること
商品を陳列しての販売、勧誘行為、演説、示威行動、その他利用目的以外の行為
ビル周辺、ビル外壁および窓から垂れ幕、旗、館内でのポスター、看板等の掲示をする行為

第5条 郵便物の取り扱い

(保管)

運営者のもとに到着した利用者の郵便物・宅配物の管理は、保管品を利用者に渡す時まで、運営者が十分に配慮し、保管する。ただし、1ヶ月を超える保管品については破棄するものとする。

(転送)

V オフィス利用者宛の郵便物の転送サービスについては、当利用規約第3条に規定する通りとする。

(天災)

運営者が管理する利用者宛の郵便物・宅配物が、天災・火災・盗難・テロ・その他不慮の事故等の不可抗力で汚損・滅失等した場合、運営者は責任を一切負わないものとする。

(契約終了後)

契約終了後の郵便物・宅配物の受け取りおよび保管については、運営者と利用者との間に特段の取り決めのない場合は、運営者は一切責任を負わないものとする。

第6条 保管物引き渡しの規定

Vオフィス利用者は、当社が保管する保管物を受け取る際には以下の認証を行わなければならない。

- (1) 会員番号の通知
- (2) 登録者の個人確認証(運転免許証、パスポートのいずれか)の提示
- (3) 代理受領の場合は、利用者が作成した委任状の提出

第7条 受け取り不許可の届け物

運営者のもとに到着する V オフィス利用者宛の郵便・宅配物において、以下の物品については受け取り・転送を行わない。また、受け取り不許可の物品について損害が発生した場合についても、運営者は一切の責任を負わない。

- 生もの
- 動物
- 危険物
- 冷蔵・冷凍が必要なもの
- 現金書留
- 代引引換によるもの
- その他、法令に違反するもの、および運営者が適当でないと判断したもの

第8条 共有スペースの利用

- (1) Progress Office 利用者は、会議室および応接室について、それぞれ1か月あたり6時間まで無料で使用することができ、以降30分経過ごとに使用料500円を運営者に支払う。利用は先着順の予約制とする。
- (2) Vオフィス利用者は、会議室および応接室を利用する際は、使用料1時間あたり1890円を運営者に支払う。利用は先着順の予約制とする。

第9条 料金決済

利用者は契約内容に従って料金決済を行う。また V オフィス利用者については、登録時に希望利用月数に応じて当該利用料を事前に一括精算する。決済方法は契約内容に基づく。

- (1) Vオフィス利用者が共有スペース内の複合機または会議室、応接室を利用した際に発生する使用料については、規定の料金を運営者受付において現金で支払うものとする。
- (2) Progress Office 利用者が契約書および利用規約に定める使用料金の支払いを期日までに行わない場合、運営者は当該利用者に対して支払期日の翌日から翌支払日に至るまで年14.5%の割合による遅延損害金を請求することができる。
- (3) 使用料金支払いの遅延が発生した場合、運営者は契約を解除する場合がある。

第10条 変更事項の届出義務

利用者において利用の届出事項(氏名・名称・連絡先住所・電話番号・利用料等支払い方法等)に変更が生じた場合は、速やかに運営者に変更内容を記載した書面を提出して連絡する。Vオフィス利用者は、メールにて会員番号および登録代表者名を明記の上、info@progress-office.com のVオフィス事務局宛に変更の旨を通知する。変更手続きが故意に行われなかったと運営者が判断した場合、利用者に通知することなく提供サービスを停止することができる。連絡がない場合、これに伴う利用者の不利益については、運営者は一切責任を負わないものとする。

第11条 利用期間

利用期間については、契約書に記載した期間とし、途中解約する場合は前納した利用料は返金しない。

第12条 利用者の定期告知義務

Vオフィス利用者は、半年に一度届出業務の告知義務を負う。告知が行われない場合は、運営者の判断により、何らの催告なしに利用停止を行う場合がある。その際利用料金の返金は行われず、損害が生じた場合についても運営者は何ら責任を負わないものとする。

第13条 サービス提供の中止

運営者は、次のいずれかに該当する場合、サービスの中止をすることがある。また、提供サービスが中止された場合において利用者に損害が発生した場合、運営者側は一切の責任を負わないものとする。

- 電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
- 電気通信設備について、やむを得ない障害が発生したとき。

第14条 サービス提供の停止・契約解除

運営者は、利用者が次のいずれかに該当すると判断した場合、理由の如何を問わず、利用者への事前の告知または催告を要せず、利用者資格を一時停止し、また運営者の判断により、契約を解除する事ができる。Vオフィス利用者については、利用者資格の停止中は、運営者が提供する住所の登記利用を除き、すべてのVオフィスサービスの利用を停止する。ただし、資格停止中も利用料の減額は行わない。

- 本規約に違反した場合
- 犯罪収益移転防止法の規定による住所確認ができない場合
- 利用契約や登録事項の登録に際して、虚偽の申告を行った場合。
- 契約書に記載された事業内容以外の事業を無断で行った場合。
- 利用料金等の支払い期日を無断で遅延した場合。
- 登録された緊急連絡先や登録されたメールアドレスに3日以上継続して連絡が取れない場合。
- 運営者や他の利用者の信用を毀損またはこれらの者に損害を与えた場合。
- サービスの利用状況や被害の申し出等から、刑事事件に関与していることが疑われる場合。
- その他、法令、公序良俗に違反する事由があった場合。

第15条 サービス提供の停止・契約解除の通知

利用者資格を剥奪する場合は、当該利用者の届け出た連絡先メールアドレスに宛ててメールで、および利用者住所に宛てて書面で、サービス提供の停止または契約解除の効力発生日を通知して行う。

第16条 暴力団等の排除

利用者は、申込み時に別添の福岡県暴力団排除条例に基づく誓約書を提出しなければならない。また、利用者が次のいずれかに該当したときは、運営者は何らの催告を要せず契約を解除することができる。Progress Office 利用者は直ちに契約物件を明け渡さなければならない。

- 利用者または利用者の代表者、契約物件の責任者、実質的に経営権を有する者が暴力団、過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体の構成員、準構成員であることが判明したとき。
- 利用者または利用者の代表者、契約物件の責任者、実質的に経営権を有する者が暴力団、過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体の構成員、準構成員を反復継続して出入りさせたとき。
- 利用者に家宅捜索等警察の介入を生じさせる行為があったとき。
- 契約物件、共用部分その他契約物件周辺において、暴力団の威力を背景に粗野な態度、言動によって、他の入居者、近隣住民に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。

第17条 退去・契約解除についての事項

Progress Office 利用者は、契約途中で契約を解除、物件から退去する場合は、強制契約解除の場合を除き、契約解除予定日の前々月末日までに運営者に連絡しなければならない。退去にあたっては、引渡証明書の提出を行うものとする。

Progress Office 利用者は、契約終了日から起算して3ヶ月間、V オフィス(プラン2)への加入を行うものとする。

Progress Office 利用者が引渡期日までに退去手続および退去を行わない場合、運営者は当該利用者に対し、引渡期日から起算して現実の退去日に至るまで、契約賃料に応じた使用料および年14.5%の割合による遅延損害金を請求することができる。また、運営者は、その期間内に発生したいかなる損害に対しても、一切責任を負わないものとする。

Progress Office 利用者は運営者に対し、退去時の清掃費用として金 18,000 円を支払うほか、使用設備に対する多大な損耗・毀損が認められた場合は、別途修繕費用を実費負担するものとする。

第18条 守秘義務

運営者は、利用者情報について守秘義務を負い、原則として事前の同意なく第三者に対して開示しない。ただし、次の場合には、運営者は事前の同意なく利用者情報を開示できるものとする。

法令に基づく場合。

人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、利用者の同意を得ることが困難であるとき。

第19条 損害賠償

運営者は、利用者が当規約に反した行為、不正もしくは違法な行為、運営者および提供サービスについて物的損傷・名誉毀損・業務妨害等の損害をもたらしたと判断した場合、相応の損害賠償を請求することができる。

第20条 免責事項

- (1) 利用者が他の利用者または第三者との間に生じた紛争については、利用者が自らの責任で解決し、運営者はかかる紛争に関して一切の責任を負わないものとする。利用者与其他の利用者または第三者との間の紛争によって運営者が損害を被った場合は、当該利用者は当該紛争により運営者に生じた一切の損害を他の利用者または第三者と連帯して賠償するものとする。
- (2) 利用者は、Progress Office の利用にあたり、共用部分であると専用部分であると問わず、自らの財産を自己の責任において管理するものとし、財産の盗難、紛失、破損その他利用者が生じた損害について、運営者は一切の責任を負わないものとする。
- (3) 利用者は、施設またはその設備もしくは備品の使用その他 Progress Office の利用および自ら保有する情報の管理を自己の責任と費用をもって行う者とし、第三者による、施設またはその設備もしくは備品の毀損、情報の漏洩、データの消失、その他利用者が生じた損害について、運営者は一切の責任を負わないものとする。ただし、運営者の重大な過失に基づく場合はこの限りではない。
- (4) 運営者は、自らの合理的な支配の及ばない状況(天災、停電、ハッキング、コンピューターウィルスの侵入、戦争、ストライキ、暴動、政府当局による介入、または内外法令の制定もしくは改廃を含むがこれに限定されない。)により、契約上の義務の履行が出来なかった場合、その状態が継続する期間中利用者に対し、債務不履行責任を負わないものとする。
- (5) V オフィス住所の公開・使用目的はすべてV オフィス利用者の責任管理とする。運営者はV オフィス利用者の住所の公開・使用内容の責任は一切負わないものとする。

第21条 利用規約の改正

- (1) 運営者は、本規約を予告なく変更・追加することができる。
- (2) 運営者は、本規約を変更・追加したときは、速やかに利用者の登録されたメールアドレス宛に変更・追加事項を送付する。
- (3) 変更後の規約は、運営者が別途定める場合を除き、利用者への告知を行った時点より効力を生じるものとする。
- (4) 本規約の変更・追加の効力が生じた後、利用者がサービス利用を行った際は、変更・追加後の本規約のすべての記載内容に同意したものとみなす。

第22条 事業の廃止等について

運営者は、休業・廃業等重大な経営上の問題が発生した場合は、サービス提供を廃止する場合がある。その際は、1ヶ月前に書面にて告知を行う。

第23条 裁判管轄

サービス利用に関する訴訟の管轄裁判所を、本物件所在地の管轄裁判所と定める。

第24条 協議

運営者および利用者は、本規約および契約書に定めがない事項および本規約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令および慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

以上